

改正 平成28年10月6日 原規技発第1610068 原子力規制委員会決定

原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（原規技発第1306199号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年10月6日

原子力規制委員会

原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年10月6日から施行する。

原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈の一部改正について 新旧対照表（下線部は改正部分）

○原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（制定 平成25年6月19日 原規技発第1306199号 原子力規制委員会決定）

原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（改正後）	原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（現行）
<p>制定 平成25年6月19日 原規技発第1306199号 原子力規制委員会決定  <u>改正 平成28年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定</u></p>	<p>制定 平成25年6月19日 原規技発第1306199号 原子力規制委員会決定</p>
<p>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈を次のように定める。</p> <p>平成25年6月19日</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会</p> <p style="text-align: center;">原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈</p> <p>この原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める<u>命令</u>（平成24年経済産業省令第70号。以下「<u>命令</u>」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、<u>命令</u>に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、<u>命令</u>に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、<u>命令</u>に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、当該<u>命令</u>を満足することを示したものである。</p> <p>附 則                      本解釈は、平成25年7月8日から施行する。</p> <p><u>附 則</u>  <u>本解釈は、平成28年 月 日から施行する。</u></p>	<p>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈を次のように定める。</p> <p>平成25年6月19日</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会</p> <p style="text-align: center;">原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈</p> <p>この原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める<u>省令</u>（平成24年経済産業省令第70号。以下「<u>省令</u>」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、<u>省令</u>に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、<u>省令</u>に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、<u>省令</u>に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、当該<u>省令</u>を満足することを示したものである。</p> <p>附 則                      本解釈は、平成25年7月8日から施行する。</p>

第1章 総則

【用語の定義】（命令第2条）

第1条 （略）

【電線の規格の共通事項】（命令第6条、第19条）

第2条 （略）

【裸電線等】（命令第6条）

第3条 （略）

3-1表

金属線の種類		導電率	単位断面積当たりの引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )
直径 12mm 以下の硬銅線		96%以上	別表第 1 の値
軟銅線		98%以上	別表第 1 の値
銅合金線	直径 5mm 以下のけい銅線	45%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下の C 合金線	35%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下のカドミウム銅合金線	85%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下の耐熱銅合金線	95%以上	3-2 表の値以上
直径 6.6mm 以下の硬アルミ線		61%以上	別表第 2 の値
アルミ合金線	直径 6.6mm 以下のイ号アルミ線	52%以上	309 以上
	直径 6.6mm 以下の高力アルミ合金	53%以上	別表第 2 の値
	直径 6.6mm 以下の耐熱アルミ合金線	57%以上	別表第 2 の値
	直径 6.6mm 以下の高力耐熱アルミ合金線	53%以上	別表第 2 の値
銅覆鋼線	直径 5mm 以下の特別強力銅覆鋼線	19%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下の強力銅覆鋼線	29%以上	3-2 表の値以上
アルミ覆鋼線	直径 5mm 以下の超強力アルミ覆鋼線	14%以上	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の特別強力アルミ覆鋼線	20%以上	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の強力アルミ覆鋼線	22%以上	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の普通アルミ覆鋼線	30%以上	別表第 3 の値
直径 5mm 以下のアルミめっき鋼線		—	別表第 3 の値

第1章 総則

【用語の定義】（省令第2条）

第1条 （略）

【電線の規格の共通事項】（省令第6条、第19条）

第2条 （略）

【裸電線等】（省令第6条）

第3条 （略）

3-1表

金属線の種類		導電率	単位断面積当たりの引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )
直径 12mm 以下の硬銅線		96%以上	別表第 1 の値
軟銅線		98%以上	別表第 1 の値
銅合金線	直径 5mm 以下のけい銅線	45%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下の C 合金線	35%以上	3-2 表の値以上
	直径 5 mm 以下のカドミウム銅合金線	85%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下の耐熱銅合金線	95%以上	3-2 表の値以上
直径 6.6mm 以下の硬アルミ線		61%以上	別表第 2 の値
アルミ合金線	直径 6.6mm 以下のイ号アルミ線	52%以上	309 以上
	直径 6.6mm 以下の高力アルミ合金	53%以上	別表第 2 の値
	直径 6.6mm 以下の耐熱アルミ合金線	57%以上	別表第 2 の値
	直径 6.6mm 以下の高力耐熱アルミ合金線	53%以上	別表第 2 の値
銅覆鋼線	直径 5mm 以下の特別強力銅覆鋼線	19%以上	3-2 表の値以上
	直径 5mm 以下の強力銅覆鋼線	29%以上	3-2 表の値以上
アルミ覆鋼線	直径 5mm 以下の超強力アルミ覆鋼線	14%以上	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の特別強力アルミ覆鋼線	20%以上	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の強力アルミ覆鋼線	22%以上	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の普通アルミ覆鋼線	30%以上	別表第 3 の値
直径 5mm 以下のアルミめっき鋼線		—	別表第 3 の値

亜鉛めっき鋼線	直径 5mm 以下の超強力亜鉛めっき鋼線		—	1,960 以上
	直径 5mm 以下の特別強力亜鉛めっき鋼線	第 1 種	—	1,770 以上
		第 2 種	—	1,670 以上
	普通亜鉛めっき鋼線	第 1 種	—	1,230 以上
		第 2 種	—	883 以上
第 3 種		—	686 以上	
インバー線	直径 5mm 以下のアルミ覆インバー線		—	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の亜鉛めっきインバー線		—	別表第 3 の値
亜鉛めっきその他のさび止めめっきを施した鉄線			—	294 以上

3-2 表

直径 (mm)	単位断面積当たりの引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )										
	けい銅線	C合金			カドミウム銅合金線	耐熱銅合金線	特別強力銅覆鋼線			強力銅覆鋼線	
		導電率が 35% 以上のもの	導電率が 40% 以上のもの	導電率が 45% 以上のもの			導電率が 19% 以上のもの	導電率が 29% 以上のもの	導電率が 39% 以上のもの	導電率が 29% 以上のもの	導電率が 39% 以上のもの
0.9以下	652	892	843	757	604	452	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
0.9を超え1.0以下	652	892	843	757	604	451	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.0を超え1.2以下	652	892	843	757	604	449	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.2を超え1.4以下	652	891	841	753	604	447	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.4を超え1.6以下	646	889	837	750	597	444	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.6を超え1.8以下	640	888	835	746	591	442	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.8を超え2.0以下	634	887	832	742	584	440	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
2.0を超え2.3以下	626	885	827	736	575	437	1,450	1,240	1,140	1,080	1,000
2.3を超え2.6以下	617	882	822	732	565	433	1,420	1,240	1,100	1,040	956
2.6を超え2.9以下	608	880	818	726	555	431	1,380	1,210	1,060	1,000	918

亜鉛めっき鋼線	直径 5mm 以下の超強力亜鉛めっき鋼線		—	1,960 以上
	直径 5mm 以下の特別強力亜鉛めっき鋼線	第 1 種	—	1,770 以上
		第 2 種	—	1,670 以上
	普通亜鉛めっき鋼線	第 1 種	—	1,230 以上
		第 2 種	—	883 以上
第 3 種		—	686 以上	
インバー線	直径 5mm 以下のアルミ覆インバー線		—	別表第 3 の値
	直径 5mm 以下の亜鉛めっきインバー線		—	別表第 3 の値
亜鉛めっきその他のさび止めめっきを施した鉄線			—	294 以上

3-2 表

直径 (mm)	単位断面積当たりの引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )										
	けい銅線	C合金			カドミウム銅合金線	耐熱銅合金線	特別強力銅覆鋼線			強力銅覆鋼線	
		導電率が 35% 以上のもの	導電率が 40% 以上のもの	導電率が 45% 以上のもの			導電率が 19% 以上のもの	導電率が 29% 以上のもの	導電率が 39% 以上のもの	導電率が 29% 以上のもの	導電率が 39% 以上のもの
0.9以下	652	892	843	757	604	452	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
0.9を超え1.0以下	652	892	843	757	604	451	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.0を超え1.2以下	652	892	843	757	604	449	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.2を超え1.4以下	652	891	841	753	604	447	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.4を超え1.6以下	646	889	837	750	597	444	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.6を超え1.8以下	640	888	835	746	591	442	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
1.8を超え2.0以下	634	887	832	742	584	440	1,480	1,240	1,180	1,120	1,060
2.0を超え2.3以下	626	885	827	736	575	437	1,450	1,240	1,140	1,080	1,000
2.3を超え2.6以下	617	882	822	732	565	433	1,420	1,240	1,100	1,040	956
2.6を超え2.9以下	608	880	818	726	555	431	1,380	1,210	1,060	1,000	918

2.9を超え3.2以下	598	877	813	720	545	428	1,340	1,180	1,040	971	890
3.2を超え3.5以下	590	875	808	715	536	424	1,290	1,150	1,010	945	863
3.5を超え3.7以下	584	873	805	711	530	422	—	1,130	990	928	846
3.7を超え4.0以下	576	871	800	705	530	419	—	1,100	971	905	824
4.0を超え4.3以下	572	869	795	698	514	416	—	1,070	951	883	800
4.3を超え4.5以下	567	867	792	696	510	414	—	1,050	941	868	785
4.5を超え5.0以下	558	863	785	686	501	408	—	1,000	912	839	753

三～四 (略)

3-4 表

金属線の種類	導電率	単位断面積当たりの引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )
直径 12mm 以下のアルミ線	61%以上	59 以上
直径 12mm 以下のアルミ合金線	52%以上	118 以上

【絶縁電線】(命令第5条第2項、第6条、第19条)

第4条 絶縁電線は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の適用を受けるもの又は次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。ただし第3項各号に適合する性能を有する引下げ用高圧絶縁電線を使用する場合は、この限りでない。

一～四 (略)

4-1表 (略)

2 第1項各号に規定する性能を満足する、600V ビニル絶縁電線、600V ポリエチレン絶縁電線、600V ふっ素樹脂絶縁電線、600V ゴム絶縁電線、屋外用ビニル絶縁電線、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線の規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

2.9を超え3.2以下	598	877	813	720	545	428	1,340	1,180	1,040	971	890
3.2を超え3.5以下	590	875	808	715	536	424	1,290	1,150	1,010	945	863
3.5を超え3.7以下	584	873	805	711	530	422	—	1,130	990	928	846
3.7を超え4.0以下	576	871	800	705	530	419	—	1,100	971	905	824
4.0を超え4.3以下	572	869	795	698	514	416	—	1,070	951	883	800
4.3を超え4.5以下	567	867	792	696	510	414	—	1,050	941	868	785
4.5を超え5.0以下	558	863	785	686	501	408	—	1,000	912	839	753

三～四 (略)

3-4 表

金属線の種類	導電率	単位断面積当たりの引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )
直径 12mm 以下のアルミ線	61%以上	59 以上
直径 12mm 以下のアルミ合金線	52%以上	118 以上

【絶縁電線】(省令第5条第2項、第6条、第19条)

第4条 絶縁電線は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の適用を受けるもの又は次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。ただし第3項各号に適合する性能を有する引下げ用高圧絶縁電線を使用する場合は、この限りでない。

一～四 (略)

4-1表 (略)

2 第1項各号に規定する性能を満足する、600V ビニル絶縁電線、600V ポリエチレン絶縁電線、600V ふっ素樹脂絶縁電線、600V ゴム絶縁電線、屋外用ビニル絶縁電線、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線の規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、4-2表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605商局第3号)別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

4-2 表

絶縁電線の種類	材料
600V ビニル絶縁電線又は屋外用ビニル絶縁電線	ビニル混合物
600V ポリエチレン絶縁電線	ポリエチレン混合物
600V ふっ素樹脂絶縁電線	ふっ素樹脂混合物
600V ゴム絶縁電線	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又は <u>けい素ゴム混合物</u>
高压絶縁電線	ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物
特別高压絶縁電線	架橋ポリエチレン混合物

ロ (略)

4-3表 (略)

三 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物（電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十五に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを除く。）を使用するものにあつては、絶縁体の上により糸で密に約0.7mmの厚さの外部編組を施す又はこれと同等以上の強度を有する被覆を施してあること。

(削除)

(削除)

イ 材料は、4-2表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

4-2 表

絶縁電線の種類	材料
600V ビニル絶縁電線又は屋外用ビニル絶縁電線	ビニル混合物
600V ポリエチレン絶縁電線	ポリエチレン混合物
600V ふっ素樹脂絶縁電線	ふっ素樹脂混合物
600V ゴム絶縁電線	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又は <u>けい素 ゴム混合物</u>
高压絶縁電線	ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物
特別高压絶縁電線	架橋ポリエチレン混合物

ロ (略)

4-3表 (略)

三 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物（電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第二十五に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを除く。）を使用するものにあつては、絶縁体の上により糸で密に約0.7mmの厚さの外部編組を施す又はこれと同等以上の強度を有する被覆を施してあること。

ハ 内側は別表第3に規定する鋼線、かつ、外側は別表第2に規定するアルミ線であるより線

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、4-2表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、こ

(削除)

(削除)

(削除)

四 絶縁体に天然ゴム混合物又はスチレンブタジエンゴム混合物を使用するものにあっては、外部編組は、防湿剤を施してあること。

五 完成品は、次に適合するものであること。

イ 清水中に1時間浸した後、導体と大地との間に4-4表に規定する交流電圧を連続して1分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。

4-4表

絶縁電線の種類		交流電圧 (V)
屋外用ビニル絶縁電線		3,000
600Vビニル絶縁電線、600Vポリエチレン絶縁電線	導体の断面積が300mm <sup>2</sup> 以下のもの	3,000
600Vふっ素樹脂絶縁電線又は600Vゴム絶縁電線	導体の断面積が300mm <sup>2</sup> を超えるもの	3,500
高圧絶縁電線		12,000
特別高圧絶縁電線		25,000

れに適合するものであること。

4-2表 (略)

ロ 厚さは、600Vビニル絶縁電線、600Vポリエチレン絶縁電線、600Vふっ素樹脂絶縁電線、600Vゴム絶縁電線、屋外用ビニル絶縁電線にあっては別表第4、高圧絶縁電線にあっては別表第5、特別高圧絶縁電線にあっては4-3表に規定する値（導体に接する部分に半導電層を設ける場合は、その厚さを減じた値）を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

4-3表 (略)

三 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物（電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第二十五に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを除く。）を使用するものにあっては、絶縁体の上により糸で密に約0.7mmの厚さの外部編組を施す又はこれと同等以上の強度を有する被覆を施してあること。

<p>ロ 屋外用ビニル絶縁電線以外のものにあつては、イの試験の後において、導体と大地との間に100Vの直流電圧を1分間加えた後に測定した絶縁体の絶縁抵抗が、別表第7に規定する値以上であること。</p> <p>3 引下げ用高圧絶縁電線は、次の各号に適合する性能を有するものであること。</p> <p>一 第1項各号の規定に適合すること。</p> <p>二 完成品は、清水中に30分間浸した後、表面の水分をふきとり、10cmの間隔で2箇所直径1mmの裸線を巻き、これらの裸線の上に5,000Vの交流電圧を連続して1分間加えたとき、発煙、燃焼又はせん絡を生じないこと。</p> <p>4 第3項に規定する性能を満足する引下げ用高圧絶縁電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 導体は、別表第1に規定する銅線又はこれを素線としたより線（絶縁体にブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物を使用するものにあつては、すず若しくは鉛又はこれらの合金のめっきを施したものに限る。）であること。</p> <p>二 絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であつて、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>4-5表 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>【多心型電線】（命令第6条、第19条）</p> <p>第5条 多心型電線は、次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 第1項各号に規定する性能を満足する、多心型電線の規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絶縁物で被覆した導体は、次に適合するものであること。</p>	<p>ロ (略)</p> <p>4-5表 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>【多心型電線】（省令第6条、第19条）</p> <p>第5条 多心型電線は、次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 第1項各号に規定する性能を満足する、多心型電線の規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絶縁物で被覆した導体は、次に適合するものであること。</p>
--	---



イ (略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

(ロ) (略)

三～四 (略)

【コード】(命令第5条第2項、第6条)

第6条 (略)

【キャブタイヤケーブル】(命令第5条第2項、第6条、第19条)

第7条 キャブタイヤケーブルは、電気用品安全法の適用を受けるもの又は次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。

一～三 (略)

7-1 表

絶縁体の厚さ (mm)		
	ポリエチレン混合物、ポリオレフィン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物の場合	天然ゴム混合物又はブチルゴム混合物の場合

イ (略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

(ロ) (略)

三～四 (略)

【コード】(省令第5条第2項、第6条)

第6条 (略)

【キャブタイヤケーブル】(省令第5条第2項、第6条、第19条)

第7条 キャブタイヤケーブルは、電気用品安全法の適用を受けるもの又は次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。

一～三 (略)

7-1 表

絶縁体の厚さ (mm)		
	ポリエチレン混合物、ポリオレフィン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物の場合	天然ゴム混合物又はブチルゴム混合物の場合

導体の公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	ビニル混合物の場合	ビニルキャブ	3種クロロプ	ビニルキャブ	3種クロロプ	導体の公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	ビニル混合物の場合	ビニルキャブ	3種クロロプ	ビニルキャブ	3種クロロプ
		タイヤケー	レンキャブタ	タイヤケー	レンキャブタ			タイヤケー	レンキャブタ		
		ブル、耐燃性	イヤケーブル	ブル、2種クロ	イヤケーブル			ブル、耐燃性	イヤケーブル		
		ポリオレフィン	、3種クロロス	プレんキャブ	、3種クロロス			ポリオレフィン	キャブタイヤ		
		キャブタイヤ	ルホン化ポリ	タイヤケー	ルホン化ポリ			ケーブル、2種	ケーブル、2種		
		ケーブル、2種	エチレンキャ	ル又はクロ	エチレンキャ			クロロブレン	クロロブレン		
		クロロブレン	ブタイヤケー	スルホン化ポ	ブタイヤケー			キャブタイヤ	キャブタイヤ		
		キャブタイヤ	ブル、3種耐燃	リエチレンキ	ブル、4種クロ			ケーブル、2種	ケーブル、2種		
		ケーブル、2種	性エチレンゴ	ャブタイヤケ	ロブレンキャ			クロロスルホ	クロロスルホ		
		クロロスルホ	ムキャブタイ	ーブル	ブタイヤケー			ン化ポリエチ	ン化ポリエチ		
ン化ポリエチ	ヤケーブル、4		ブル又は4種	レンキャブタ	レンキャブタ						
レンキャブタ	種クロロブレ		クロロスルホ	イヤケーブル	イヤケーブル						
イヤケーブル	んキャブタイ		ン化ポリエチ	又は2種耐燃	又は2種耐燃						
又は2種耐燃	ヤケーブル又		レンキャブタ	性エチレンゴ	性エチレンゴ						
性エチレンゴ	は4種クロロ		イヤケーブル	ムキャブタイ	ムキャブタイ						
ムキャブタイ	スルホン化キ			ャブタイヤケ	ャブタイヤケ						
ャブタイヤケ	ャブタイヤケ			ーブル	ーブル						
ーブル	ーブル										
0.75以上3.5以下	0.8	0.8	1.2	1.1	1.4	0.75以上3.5以下	0.8	0.8	1.2	1.1	1.4
3.5を超え5.5以下	1.0	1.0	1.2	1.1	1.4	3.5を超え5.5以下	1.0	1.0	1.2	1.1	1.4
5.5を超え8以下	1.2	1.0	1.2	1.1	1.4	5.5を超え8以下	1.2	1.0	1.2	1.1	1.4
8を超え14以下	1.4	1.0	1.2	1.4	1.4	8を超え14以下	1.4	1.0	1.2	1.4	1.4
14を超え22以下	1.6	1.2	1.6	1.4	1.8	14を超え22以下	1.6	1.2	1.6	1.4	1.8
22を超え30以下	1.6	1.2	1.6	1.8	1.8	22を超え30以下	1.6	1.2	1.6	1.8	1.8
30を超え38以下	1.8	1.2	1.6	1.8	1.8	30を超え38以下	1.8	1.2	1.6	1.8	1.8
38を超え60以下	1.8	1.5	2.1	1.8	2.3	38を超え60以下	1.8	1.5	2.1	1.8	2.3
60を超え100以下	2.0	2.0	2.1	2.3	2.3	60を超え100以下	2.0	2.0	2.1	2.3	2.3
100を超え150以下	2.2	2.0	2.7	2.3	2.9	100を超え150以下	2.2	2.0	2.7	2.3	2.9

150を超え250以下	2.4	2.5	3.3	2.9	3.5
250を超え400以下	2.6	2.5	3.3	2.9	3.5
400を超え500以下	2.8	3.0	3.8	3.5	4.0

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 7-2表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを同表の右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。

7-2 表

キャブタイヤケーブルの種類		材料	外装の厚さ (mm)
低 圧 用	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物	$D$
	耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	耐燃性ポリオレフィン混合物	$\text{---} +1.3$ 15
	2種キャブタイヤケーブル	クロロプレングム混合物	$D$
	3種キャブタイヤケーブル		$\text{---} +2.2$ 15
4種キャブタイヤケーブル	$D$ $\text{---} +2.6$ 15		
高 圧	2種キャブタイヤケーブル	クロロプレングム混合物	$D$ $\text{---} +2.2$ 15

150を超え250以下	2.4	2.5	3.3	2.9	3.5
250を超え400以下	2.6	2.5	3.3	2.9	3.5
400を超え500以下	2.8	3.0	3.8	3.5	4.0

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 7-2表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料であって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを同表の右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。

7-2 表

キャブタイヤケーブルの種類		材料	外装の厚さ (mm)
低 圧 用	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物	$D$
	耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	耐燃性ポリオレフィン混合物	$\text{---} +1.3$ 15
	2種キャブタイヤケーブル	クロロプレングム混合物	$D$
	3種キャブタイヤケーブル		$\text{---} +2.2$ 15
4種キャブタイヤケーブル	$D$ $\text{---} +2.6$ 15		
高 圧	2種キャブタイヤケーブル	クロロプレングム混合物	$D$ $\text{---} +2.2$ 15

用	3種キャブタイヤケーブル	$D$ — +2.7 15
---	--------------	---------------------

(備考)

1. ～2. (略)

ロ (略)

五 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

7-3 表

キャブタイヤケーブルの種類		試験方法
低圧用	単心のもの	清水中に1時間浸した後、導体と大地との間に交流電圧を連続して1分間加える。
	多心のもの	清水中に1時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を連続して1分間加える。
高圧用	単心のもの	導体と遮蔽との間に交流電圧を連続して10分間加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と遮蔽との間に交流電圧を連続して10分間加える。

7-4 表 (略)

ロ (略)

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一1(7)への規定に適合すること。

2 第1項各号に規定する性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

用	3種キャブタイヤケーブル	$D$ — +2.7 15
---	--------------	---------------------

(備考)

1. ～ 2. (略)

ロ (略)

五 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

7-3 表

キャブタイヤケーブルの種類		試験方法
低圧用	単心のもの	清水中に1時間浸した後、導体と大地との間に交流電圧を連続して1分間加える。
	多心のもの	清水中に1時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を連続して1分間加える。
高圧用	単心のもの	導体と遮蔽との間に交流電圧を連続して10分間加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と遮蔽との間に交流電圧を連続して10分間加える。

7-4 表 (略)

ロ (略)

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一1(7)への規定に適合すること。

2 第1項各号に規定する性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、7-5表に規定するものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ロ (略)

三 (略)

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、7-7表に規定するものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ロ～ハ (略)

五 (略)

六 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

ロ (略)

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一 1 (7)への規定に適合すること。

#### 【低圧ケーブル】(命令第6条、第19条)

第8条 使用電圧が低圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、電気用品安全法の適用を受けるもの、次の各号に適合する性能を有する低圧ケーブル、第3項各号に適合する性能を有するMIケーブル、第5項に規定する有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブル、又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものをを使用すること。

一～四 (略)

8-1表

ケーブルの種類		試験方法
水底ケーブル以外の金属外装ケーブル	単心のもの	導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
その他のケーブル	単心のもの	清水中に1時間浸した後、導体と <u>大地</u> の間に交流電圧を加える。

イ 材料は、7-5表に規定するものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ロ (略)

三 (略)

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、7-7表に規定するものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ロ～ハ (略)

五 (略)

六 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

ロ (略)

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一 1 (7)への規定に適合すること。

#### 【低圧ケーブル】(省令第6条、第19条)

第8条 使用電圧が低圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、電気用品安全法の適用を受けるもの、次の各号に適合する性能を有する低圧ケーブル、第3項各号に適合する性能を有するMIケーブル、第5項に規定する有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブル、又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものをを使用すること。

一～四 (略)

8-1表

ケーブルの種類		試験方法
水底ケーブル以外の金属外装ケーブル	単心のもの	導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
その他のケーブル	単心のもの	清水中に1時間浸した後、導体と <u>大地</u> の間に交流電圧を加える。

	多心のもの 清水中に 1 時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を加える。		多心のもの 清水中に 1 時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を加える。
<p>8-2表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 第1項各号に規定する性能を満足する鉛被ケーブル、アルミ被ケーブル、クロロプレン外装ケーブル、ビニル外装ケーブル又はポリエチレン外装ケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、8-3表の左欄に掲げるケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあつては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>四 (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、小勢力回路（電磁開閉器の操作回路又は呼鈴若しくは警報ベル等に接続する電路であつて、最大使用電圧が60V以下のものをいう。）の電線に使用する通信用ケーブルは、次の各号に適合するものを使用すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絶縁体は、外装が金属テープ又は被覆状の金属体であつて絶縁体を密封するものを除き、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験</p>		<p>8-2表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 第1項各号に規定する性能を満足する鉛被ケーブル、アルミ被ケーブル、クロロプレン外装ケーブル、ビニル外装ケーブル又はポリエチレン外装ケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、8-3表の左欄に掲げるケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあつては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>四 (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、小勢力回路（電磁開閉器の操作回路又は呼鈴若しくは警報ベル等に接続する電路であつて、最大使用電圧が 60V 以下のものをいう。）の電線に使用する通信用ケーブルは、次の各号に適合するものを使用すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 絶縁体は、外装が金属テープ又は被覆状の金属体であつて絶縁体を密封するものを除き、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行</p>	

験を行ったとき、これに適合すること。

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、金属又はビニル混合物、ポリエチレン混合物若しくはクロロプレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

四 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、使用電圧が低圧の電路で、発熱線に直接接続する電線は、MIケーブル、クロロプレン外装ケーブル（絶縁体がブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物のものに限る。）又は次に適合する発熱線接続用ケーブルであること。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はブチルゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、耐熱ビニル混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

四 (略)

【高圧ケーブル】（命令第5条第2項、第6条、第19条）

第9条 使用電圧が高圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、次の各号に適合する性能を有する高圧ケーブル、第5項各号に適合する性能を有する複合ケーブル（弱電流電線を電力保安通信線に使用するものに限る。）又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものをを使用すること。

一～二 (略)

ったとき、これに適合すること。

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、金属又はビニル混合物、ポリエチレン混合物若しくはクロロプレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

四 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、使用電圧が低圧の電路で、発熱線に直接接続する電線は、MIケーブル、クロロプレン外装ケーブル（絶縁体がブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物のものに限る。）又は次に適合する発熱線接続用ケーブルであること。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はブチルゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、耐熱ビニル混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

四 (略)

【高圧ケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第19条）

第9条 使用電圧が高圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、次の各号に適合する性能を有する高圧ケーブル、第5項各号に適合する性能を有する複合ケーブル（弱電流電線を電力保安通信線に使用するものに限る。）又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものをを使用すること。

一～二 (略)

三 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

9-1表

ケーブルの種類		試験方法
水底ケーブル以外の 金属外装ケーブル	単心のもの	導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
水底ケーブル	単心のもの	清水中に 1 時間浸した後、導体と大地との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	清水中に 1 時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を加える。
上記以外のケーブル	単心のもの	導体と遮蔽との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と遮蔽との間に交流電圧を加える。

ロ (略)

2 (略)

3 第1項各号に規定する性能を満足する、鉛被ケーブル及びアルミ被ケーブルのうち前項に規定する以外のもの、並びにビニル外装ケーブル、ポリエチレン外装ケーブル及びクロロプレン外装ケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物（使用電圧が3,500V以下の場合に限る。）ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ロ (略)

三 (略)

四 外装は、次に適合するものであること。

三 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

9-1表

ケーブルの種類		試験方法
水底ケーブル以外の 金属外装ケーブル	単心のもの	導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
水底ケーブル	単心のもの	清水中に 1 時間浸した後、導体と大地との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	清水中に 1 時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を加える。
上記以外のケーブル	単心のもの	導体と遮蔽との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と遮蔽との間に交流電圧を加える。

ロ (略)

2 (略)

3 第1項各号に規定する性能を満足する、鉛被ケーブル及びアルミ被ケーブルのうち前項に規定する以外のもの、並びにビニル外装ケーブル、ポリエチレン外装ケーブル及びクロロプレン外装ケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物（使用電圧が3,500V以下の場合に限る。）ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ロ (略)

三 (略)

四 外装は、次に適合するものであること。



<p>イ 材料は、9-4表に規定するケーブルの種類に応じたものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあっては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>4 第1項各号に規定する性能を満足するCDケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 ダクトは、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、ポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四1 (1) の図1</u>に規定する、ダンベル状の試料を室温において毎分200mmの速さで引張試験を行ったときの引張強さが、14.7N/mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>5 使用電圧が高圧の複合ケーブルは、次の各号に適合する性能を有するものであること。</p> <p>一 通常の使用状態における温度に耐えること。</p> <p>二 構造は、次のいずれかであること。</p> <p>イ 第1項各号に規定する性能を満足する高圧ケーブルと、次に適合する添架通信用第2種ケーブルをまとめた上に保護被覆を施したものであること。</p> <p>(イ) 導体は、別表第1に規定する軟銅線であること。</p> <p>(ロ) 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>(ハ) 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>イ 材料は、9-4表に規定するケーブルの種類に応じたものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあっては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>4 第1項各号に規定する性能を満足するCDケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 ダクトは、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、ポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四1 (1) の図1</u>に規定する、ダンベル状の試料を室温において毎分200mmの速さで引張試験を行ったときの引張強さが、14.7N/mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>5 使用電圧が高圧の複合ケーブルは、次の各号に適合する性能を有するものであること。</p> <p>一 通常の使用状態における温度に耐えること。</p> <p>二 構造は、次のいずれかであること。</p> <p>イ 第1項各号に規定する性能を満足する高圧ケーブルと、次に適合する添架通信用第2種ケーブルをまとめた上に保護被覆を施したものであること。</p> <p>(イ) 導体は、別表第1に規定する軟銅線であること。</p> <p>(ロ) 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>(ハ) 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

<p>(二) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>6 第5項に規定する性能を満足する、電力保安通信線複合鉛被ケーブル、電力保安通信線複合アルミ被ケーブル、電力保安通信線複合クロロプレン外装ケーブル、電力保安通信線複合ビニル外装ケーブル及び電力保安通信線複合ポリエチレン外装ケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 内蔵型のものにあつては、次に適合すること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 材料は、9-7表に規定するものであつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>9-7表 (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p><b>【特別高圧ケーブル】</b> (命令第19条)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><b>【電線の接続法】</b> (命令第7条)</p> <p>第11条 電線を接続する場合は、電線の電気抵抗を増加させないように接続するとともに、次の各号によること。</p> <p>一 裸電線 (多心型電線の絶縁物で被覆していない導体を含む。以下この条において同じ。) 相互、又は裸電線と絶縁電線 (多心型電線の絶縁物で被覆した導体を含み、平形導体合成樹脂絶縁電線を除く。以下この条において同じ。)、キャブタイヤケーブル若しくはケーブルとを接続する場合は、次によること。</p>	<p>(二) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>6 第5項に規定する性能を満足する、電力保安通信線複合鉛被ケーブル、電力保安通信線複合アルミ被ケーブル、電力保安通信線複合クロロプレン外装ケーブル、電力保安通信線複合ビニル外装ケーブル及び電力保安通信線複合ポリエチレン外装ケーブルの規格は、第2条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 内蔵型のものにあつては、次に適合すること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 材料は、9-7表に規定するものであつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四</u>に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p> <p>9-7表 (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p><b>【特別高圧ケーブル】</b> (省令第19条)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><b>【電線の接続法】</b> (省令第7条)</p> <p>第11条 電線を接続する場合は、電線の電気抵抗を増加させないように接続するとともに、次の各号によること。</p> <p>一 裸電線 (多心型電線の絶縁物で被覆していない導体を含む。以下この条において同じ。) 相互、又は裸電線と絶縁電線 (多心型電線の絶縁物で被覆した導体を含み、平形導体合成樹脂絶縁電線を除く。以下この条において同じ。)、キャブタイヤケーブル若しくはケーブルを接続する場合は、次によること。</p>
---	---

イ～ロ (略)  
二～四 (略)

### 第3節 電路の絶縁及び接地

【電路の絶縁】(命令第5条第1項)

第12条 (略)

【低電圧路の絶縁性能】(命令第5条第2項)

第13条 (略)

【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】(命令第5条第2項)

第14条 高圧又は特別高圧の電路(第12条各号に掲げる部分及び次条に規定するものを除く。)は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～二 (略)

14-1 表

電路の種類		試験電圧
最大使用電圧が7,000V以下の電路	交流の電路	最大使用電圧の1.5倍の交流電圧
	直流の電路	最大使用電圧の1.5倍の直流電圧又は1倍の交流電圧
最大使用電圧が7,000Vを超え60,000V以下の電路	最大使用電圧が15,000V以下の中性点接地式電路(中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。)	最大使用電圧の0.92倍の電圧
	上記以外	最大使用電圧の1.25倍の電圧(10,500V未満となる場合は、10,500V)
最大使用電圧が60,000Vを超え	中性点非接地式電路	最大使用電圧の1.25倍の電圧

イ～ロ (略)  
二～四 (略)

### 第3節 電路の絶縁及び接地

【電路の絶縁】(省令第5条第1項)

第12条 (略)

【低電圧路の絶縁性能】(省令第5条第2項)

第13条 (略)

【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】(省令第5条第2項)

第14条 高圧又は特別高圧の電路(第12条各号に掲げる部分及び次条に規定するものを除く。)は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～二 (略)

14-1 表

電路の種類		試験電圧
最大使用電圧が7,000V以下の電路	交流の電路	最大使用電圧の1.5倍の交流電圧
	直流の電路	最大使用電圧の1.5倍の直流電圧又は1倍の交流電圧
最大使用電圧が7,000Vを超え60,000V以下の電路	最大使用電圧が15,000V以下の中性点接地式電路(中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。)	最大使用電圧の0.92倍の電圧
	上記以外	最大使用電圧の1.25倍の電圧(10,500V未満となる場合は、10,500V)
最大使用電圧が60,000Vを超え	中性点非接地式電路	最大使用電圧の1.25倍の電圧

る電路	中性点 接地式 電路	最大使用電圧が 170,000V を超える電路であって、中性点が直接接地されているもの	最大使用電圧の 0.64 倍の電圧
		上記以外	最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75,000V 未満となる場合は、75,000V)

(備考) 電位変成器を用いて中性点を接地するものは、中性点非接地式とみなす。

三 (略)

【機械器具等の電路の絶縁性能】(命令第5条第2項、第3項)

第15条 変圧器(試験用変圧器、計器用変成器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。)の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

- 一 15-1表中欄に規定する試験電圧を、同表右欄に規定する試験方法で加えたとき、これに耐える性能を有すること。

15-1 表

変圧器の巻線の種類		試験電圧	試験方法
最大使用電圧が 7,000V 以下のもの		最大使用電圧の 1.5 倍の電圧 (500V 未満となる場合は、500V)	※1
最大使用電圧が 7,000V を	最大使用電圧が 15,000V 以下のものであって、中性点接地式電路(中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。)に接続するもの	最大使用電圧の 0.92 倍の電圧	

る電路	中性点 接地式 電路	最大使用電圧が 170,000V を超える電路であって、中性点が直接接地されているもの	最大使用電圧の 0.64 倍の電圧
		上記以外	最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75,000V 未満となる場合は、75,000V)

(備考) 電位変成器を用いて中性点を接地するものは、中性点非接地式とみなす。

三 (略)

【機械器具等の電路の絶縁性能】(省令第5条第2項、第3項)

第15条 変圧器(試験用変圧器、計器用変成器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。)の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

- 一 15-1表中欄に規定する試験電圧を、同表右欄に規定する試験方法で加えたとき、これに耐える性能を有すること。

15-1 表

変圧器の巻線の種類		試験電圧	試験方法
最大使用電圧が 7,000V 以下のもの		最大使用電圧の 1.5 倍の電圧 (500V 未満となる場合は、500V)	※1
最大使用電圧が 7,000V を	最大使用電圧が 15,000V 以下のものであって、中性点接地式電路(中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。)に接続するもの	最大使用電圧の 0.92 倍の電圧	

超え、 60,000V 以下のもの	上記以外のもの					最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10,500V 未満と なる場合は 10,500V)		
最大使用電圧 が 60,000V を 超えるもの	中性点非接地式電路に接続するもの					最大使用電圧の 1.25 倍の電圧		
	中性点 接地式電 路に接続 するもの	星 形結線 のもの	中性点接 地式電 路に接続 するもの	中性点を 直接接地 するもの	最大使用電圧が 170,000V 以下 のもの	最大使用電圧の 0.72 倍の電圧	※2	
					最大使用電圧が 170,000V を超 えるもの	最大使用電圧の 0.64 倍の電圧		
					中性点に避雷器を 施設する もの		最大使用電圧の 0.72 倍の電圧	※3
					上記以外のもの であって、 <u>中性点に 避雷器を施設するもの</u>		最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75,000V 未満と なる場合は 75,000V)	※4
		上記以外のもの					※1	

※1～※4 (略)

二 (略)

2～3 (略)

4 開閉器、遮断器、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から前項までに規定するものを除く。）（以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～三 (略)

四 器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。

超え、 60,000V 以下のもの	上記以外のもの					最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10,500V 未満と なる場合は 10,500V)		
最大使用電圧 が 60,000V を 超えるもの	中性点非接地式電路に接続するもの					最大使用電圧の 1.25 倍の電圧		
	中性点 接地式電 路に接続 するもの	星 形結線 のもの	中性点接 地式電 路に接続 するもの	中性点を 直接接地 するもの	最大使用電圧が 170,000V 以下 のもの	最大使用電圧の 0.72 倍の電圧	※2	
					最大使用電圧が 170,000V を超 えるもの	最大使用電圧の 0.64 倍の電圧		
					中性点に避雷器を 施設する もの		最大使用電圧の 0.72 倍の電圧	※3
					上記以外のもの であって、 <u>中性点に 避雷器を施設するもの</u>		最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75,000V 未満と なる場合は 75,000V)	※4
		上記以外のもの					※1	

※1～※4 (略)

二 (略)

2～3 (略)

4 開閉器、遮断器、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から前項までに規定するものを除く。）（以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～三 (略)

四 器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。

イ～ニ (略)

ホ 避雷器であって、次のいずれかに適合するもの  
(イ) (略)

15-7表

避雷器定格電圧(kV)	商用周波放電開始電圧(kV)	耐電圧試験電圧(kV)		雷インパルス放電開始電圧(kV)						制限電圧(kV)			開閉インパルス放電開始電圧(kV)
		(商用周波)	(雷インパルス)※	(標準)			(0.5 μs)			10,000A避雷器	5,000A避雷器	2,500A避雷器	
				10,000A避雷器	5,000A避雷器	2,500A避雷器	10,000A避雷器	5,000A避雷器	2,500A避雷器				
4.2	6.9	16	45	17	17	17	19	19	20	14	15	17	17
8.4	13.9	22	60	33	33	33	38	38	38	28	30	33	33
14	21	28	90	50	50	54	57	57	62	47	50	54	50
28	42	50	150	90	90	105	103	103	126	94	130	105	90
42	63	70	200	135	135	160	155		184	140	145	160	120
70	105	120	300	213			245			224			200
84	126	140	350	256			294			269			240
98	147	160	400	298			343			314			281
112	168	185	450	340			391			358			320
126	189	230	550	383			440			403			361
140	210	230	550	426			490			448			401
182	273	325	750	553			636			582			522
196	294	325	750	596			685			627			561
210	315	395	900	638			734			672			601
224	336	395	900	681			783			717			641
266	399	460	1,050	808			929			851			762

イ～ニ (略)

ホ 避雷器であって、次のいずれかに適合するもの  
(イ) (略)

15-7表

避雷器定格電圧(kV)	商用周波放電開始電圧(kV)	耐電圧試験電圧(kV)		雷インパルス放電開始電圧(kV)						制限電圧(kV)			開閉インパルス放電開始電圧(kV)
		(商用周波)	(雷インパルス)※	(標準)			(0.5 μs)			10,000A避雷器	5,000A避雷器	2,500A避雷器	
				10,000A避雷器	5,000A避雷器	2,500A避雷器	10,000A避雷器	5,000A避雷器	2,500A避雷器				
4.2	6.9	16	45	17	17	17	19	19	20	14	15	17	17
8.4	13.9	22	60	33	33	33	38	38	38	28	30	33	33
14	21	28	90	50	50	54	57	57	62	47	50	54	50
28	42	50	150	90	90	105	103	103	126	94	130	105	90
42	63	70	200	135	135	160	155		184	140	145	160	120
70	105	120	300	213			245			224			200
84	126	140	350	256			294			269			240
98	147	160	400	298			343			314			281
112	168	185	450	340			391			358			320
126	189	230	550	383			440			403			361
140	210	230	550	426			490			448			401
182	273	325	750	553			636			582			522
196	294	325	750	596			685			627			561
210	315	395	900	638			734			672			601
224	336	395	900	681			783			717			641
266	399	460	1,050	808			929			851			762

280	420	460	1,050	851			979			896			802
420	630	750	1,550	1,220			1,340			1,220			1,090

※：波頭長 0.5 $\mu$ s 以上 1.5 $\mu$ s 以下、波尾長 32 $\mu$ s 以上 48 $\mu$ s 以下となるものとする。

(ロ) (イ)に規定するもの以外の避雷器であって、次に適合するもの  
(1)～(5) (略)

15-9表 (略)

15-10 表

避雷器 定格電 圧 (kV)	動作開始 電圧 (波高 値) (kV)	耐電圧試験電圧 (kV)		急峻雷インパル ス制限電圧 (kV)		雷インパルス制 限電圧 (kV)		開閉インパルス制 限電圧 (kV)
		(商用 周波)	(雷イン パルス)※	10,000A 避雷器	5,000A 避雷器	10,000A 避雷器	5,000A 避雷器	
4.2	7.1	16	45	19	19	17	17	17
8.4	14.3	22	60	36	36	33	33	33
14	19.8	28	90	52	55	47	50	50
28	39.6	50	150	103	110	94	100	90
42	59.4	70	200	154	160	140	145	120
70	99	120	300	246		224		200
84	119	140	350	296		269		240
98	139	160	400	345		314		281
112	158	185	450	394		358		320
126	178	230	550	443		403		361
140	198	230	550	493		448		401
182	232	325	750	640		582		522
196	277	325	750	690		627		561
210	267	395	900	739		672		601

280	420	460	1,050	851			979			896			802
420	630	750	1,550	1,220			1,340			1,220			1,090

※：波頭長 0.5 $\mu$ s 以上 1.5 $\mu$ s 以下、波尾長 32 $\mu$ s 以上 48 $\mu$ s 以下となるものとする。

(ロ) (イ)に規定するもの以外の避雷器であって、次に適合するもの  
(1)～(5) (略)

15-9表 (略)

15-10 表

避雷器 定格電 圧 (kV)	動作開始 電圧 (波高 値) (kV)	耐電圧試験電圧 (kV)		急峻雷インパル ス制限電圧 (kV)		雷イ ンパルス制 限電圧 (kV)		開閉インパルス制 限電圧 (kV)
		(商用 周波)	(雷イン パルス)※	10,000A 避雷器	5,000A 避雷器	10,000A 避雷器	5,000A 避雷器	
4.2	7.1	16	45	19	19	17	17	17
8.4	14.3	22	60	36	36	33	33	33
14	19.8	28	90	52	55	47	50	50
28	39.6	50	150	103	110	94	100	90
42	59.4	70	200	154	160	140	145	120
70	99	120	300	246		224		200
84	119	140	350	296		269		240
98	139	160	400	345		314		281
112	158	185	450	394		358		320
126	178	230	550	443		403		361
140	198	230	550	493		448		401
182	232	325	750	640		582		522
196	277	325	750	690		627		561
210	267	395	900	739		672		601

224	285	395	900	789		717		641
266	339	460	1,050	936		851		762
280	356	460	1,050	986		896		802
420	535	750	1,550	1,340		1,220		1,090

※：波頭長0.84  $\mu$ s以上1.56  $\mu$ s以下、波尾長40  $\mu$ s以上60  $\mu$ s以下となるものとする。

(ハ)～(ホ) (略)

【設置工事の種類及び施設方法】(命令第11条)

第16条 (略)

【工作物の金属体を利用した設置工事】(命令第11条)

第17条 (略)

【保安上又は機能上必要な場合における電路の接地】(命令第10条、第11条)

第18条 (略)

#### 第4節 電気機械器具の保安原則

【電気機械器具の熱的強度】(命令第8条)

第19条 (略)

【アークを生じる器具の施設】(命令第9条)

第20条 (略)

【高圧又は特別高圧と低圧との混触による危険防止施設】(命令第12条第1項)

第21条 高圧電路又は特別高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器には、次の各号によりB種接地工事を施すこと。

一 次のいずれかの箇所に接地工事を施すこと。(関連 命令第10条)

イ～ハ (略)

二 接地抵抗値は、第16条第2項第一号の規定にかかわらず、5  $\Omega$ 未満であること

224	285	395	900	789		717		641
266	339	460	1,050	936		851		762
280	356	460	1,050	986		896		802
420	535	750	1,550	1,340		1,220		1,090

※：波頭長0.84  $\mu$ s以上1.56  $\mu$ s以下、波尾長40  $\mu$ s以上60  $\mu$ s以下となるものとする。

(ハ)～(ホ) (略)

【設置工事の種類及び施設方法】(省令第11条)

第16条 (略)

【工作物の金属体を利用した設置工事】(省令第11条)

第17条 (略)

【保安上又は機能上必要な場合における電路の接地】(省令第10条、第11条)

第18条 (略)

#### 第4節 電気機械器具の保安原則

【電気機械器具の熱的強度】(省令第8条)

第19条 (略)

【アークを生じる器具の施設】(省令第9条)

第20条 (略)

【高圧又は特別高圧と低圧との混触による危険防止施設】(省令第12条第1項)

第21条 高圧電路又は特別高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器には、次の各号によりB種接地工事を施すこと。

一 次のいずれかの箇所に接地工事を施すこと。(関連省令第10条)

イ～ハ (略)

二 接地抵抗値は、第16条第2項第一号の規定にかかわらず、5  $\Omega$ 未満であること



を要しない。(関連命令第11条)

三 変圧器が特別高圧電路と低圧電路とを結合するものである場合において、第16条第2項第一号の規定により計算した値が10を超えるときの接地抵抗値は、10Ω以下であること。ただし、特別高圧電路の使用電圧が35,000V以下であって、当該特別高圧電路に地絡を生じた際に、1秒以内に自動的にこれを遮断する装置を有する場合はこの限りでない。(関連命令第11条)

2 (略)

3 第1項第一号イ又はロに規定する箇所に施す接地工事は、変圧器の施設箇所ごとに施すこと。(関連命令第6条、第11条)

4 (略)

**【特別高圧と高圧との混触等による危険防止施設】(命令第12条第2項)**

第22条 変圧器(前条第2項に規定するものを除く。)によって特別高圧電路に結合される高圧電路には、使用電圧の3倍以下の電圧が加わったときに放電する装置を、その変圧器の端子に近い1極に設けること。ただし、使用電圧の3倍以下の電圧が加わったときに放電する避雷器を高圧電路の母線に施設する場合は、この限りでない。(関連命令第10条)

2 前項の装置には、A種接地工事を施すこと。(関連命令第10条、第11条)

**【計器用変成器の2次側電路の接地】(命令第10条、第11条、第12条第1項)**

第23条 (略)

**【機械器具の金属製外箱等の接地】(命令第10条、第11条)**

第24条 (略)

**【高周波利用設備の障害の防止】(命令第16条)**

第25条 (略)

**【ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具の施設禁止】(命令第18条第13項)**

第26条 (略)

を要しない。(関連省令第11条)

三 変圧器が特別高圧電路と低圧電路とを結合するものである場合において、第16条第2項第一号の規定により計算した値が10を超えるときの接地抵抗値は、10Ω以下であること。ただし、特別高圧電路の使用電圧が35,000V以下であって、当該特別高圧電路に地絡を生じた際に、1秒以内に自動的にこれを遮断する装置を有する場合はこの限りでない。(関連省令第11条)

2 (略)

3 第1項第一号イ又はロに規定する箇所に施す接地工事は、変圧器の施設箇所ごとに施すこと。(関連省令第6条、第11条)

4 (略)

**【特別高圧と高圧との混触等による危険防止施設】(省令第12条第2項)**

第22条 変圧器(前条第2項に規定するものを除く。)によって特別高圧電路に結合される高圧電路には、使用電圧の3倍以下の電圧が加わったときに放電する装置を、その変圧器の端子に近い1極に設けること。ただし、使用電圧の3倍以下の電圧が加わったときに放電する避雷器を高圧電路の母線に施設する場合は、この限りでない。(関連省令第10条)

2 前項の装置には、A種接地工事を施すこと。(関連省令第10条、第11条)

**【計器用変成器の2次側電路の接地】(省令第10条、第11条、第12条第1項)**

第23条 (略)

**【機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条)**

第24条 (略)

**【高周波利用設備の障害の防止】(省令第16条)**

第25条 (略)

**【ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具の施設禁止】(省令第18条第11項)**

第26条 (略)

第5節 過電流、地絡及び異常電圧に対する保護対策

【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】(命令第 13 条)

第27条 (略)

【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】(命令第 13 条)

第28条 (略)

【過電流遮断器の施設の例外】(命令第 13 条)

第29条 (略)

【地絡遮断装置の施設】(命令第 14 条)

第30条 (略)

【避雷器等の施設】(命令第 33 条)

第31条 (略)

第2章 発電所の施設

【発電所への取扱者以外の者の立入の防止】(命令第 20 条)

第32条 (略)

【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】(命令第 26 条)

第33条 (略)

【水素冷却式発電機の施設】(命令第 28 条)

第34条 (略)

【発電機の保護装置】(命令第 30 条第 1 項)

第35条 (略)

第5節 過電流、地絡及び異常電圧に対する保護対策

【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】(省令第 13 条)

第27条 (略)

【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】(省令第 13 条)

第28条 (略)

【過電流遮断器の施設の例外】(省令第 13 条)

第29条 (略)

【地絡遮断装置の施設】(省令第 14 条)

第30条 (略)

【避雷器等の施設】(省令第 33 条)

第31条 (略)

第2章 発電所の施設

【発電所への取扱者以外の者の立入の防止】(省令第 20 条)

第32条 (略)

【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】(省令第 26 条)

第33条 (略)

【水素冷却式発電機の施設】(省令第 28 条)

第34条 (略)

【発電機の保護装置】(省令第 30 条第 1 項)

第35条 (略)

【特別高圧の変圧器の保護装置】(命令第30条第2項)

第36条 (略)

【蓄電池の保護装置】(命令第30条第1項)

第37条 (略)

【燃料電池等の施設】(命令第4条、第30条第1項)

第38条 燃料電池、電線及び開閉器その他器具は、次の各号によること。

一～二 (略)

三 直流幹線部分の電路に短絡を生じた場合に、当該電路を保護する過電流遮断器を施設すること。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。(関連 命令第13条)

イ～ロ (略)

四 燃料電池及び開閉器その他の器具に電線を接続する場合は、ねじ止めその他の方法により、堅ろうに接続するとともに、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらないように施設すること。(関連 命令第7条)

### 第3章 電力保安通信設備

【電力保安通信用電話設備の施設】(命令第4条、第34条第1項)

第39条 (略)

【電力保安通信線の施設】(命令第24条、第34条第2項)

第40条 (略)

2 架空電力保安通信線は、次の各号のいずれかにより施設すること。(関連 命令第6条)

3 電力保安通信線を暗きよ内に施設する場合は、次の各号のいずれかによること。

一 次のいずれかに適合する被覆を有する通信線を使用すること。

イ (略)

ロ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十一に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

【特別高圧の変圧器の保護装置】(省令第30条第2項)

第36条 (略)

【蓄電池の保護装置】(省令第30条第1項)

第37条 (略)

【燃料電池等の施設】(省令第4条、第30条第1項)

第38条 燃料電池、電線及び開閉器その他器具は、次の各号によること。

一～二 (略)

三 直流幹線部分の電路に短絡を生じた場合に、当該電路を保護する過電流遮断器を施設すること。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。(関連 省令第13条)

イ～ロ (略)

四 燃料電池及び開閉器その他の器具に電線を接続する場合は、ねじ止めその他の方法により、堅ろうに接続するとともに、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらないように施設すること。(関連 省令第7条)

### 第3章 電力保安通信設備

【電力保安通信用電話設備の施設】(省令第4条、第34条第1項)

第39条 (略)

【電力保安通信線の施設】(省令第24条、第34条第2項)

第40条 (略)

2 架空電力保安通信線は、次の各号のいずれかにより施設すること。(関連 省令第6条)

3 電力保安通信線を暗きよ内に施設する場合は、次の各号のいずれかによること。

一 次のいずれかに適合する被覆を有する通信線を使用すること。

イ (略)

ロ 電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第二十一に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

二 (略)  
三 次のいずれかに適合する管又はトラフに通信線を収めて施設すること。

イ (略)

ロ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第二附表第二十四に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

四 (略)

【無線用アンテナ等を支持する鉄塔等の施設】(命令第35条)

第41条 (略)

#### 第4章 国際規格の取り入れ

【IEC 61936-1 規格の適用】(命令第4条)

第42条 電気設備の技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条第1項に規定する高圧又は特別高圧で使用する電気設備(電線路を除く。)は、第2条から第41条までの規定によらず、国際電気標準会議規格 IEC 61936-1 (2010) Power installations exceeding 1kV a.c. - Part 1 : Common rules (以下この条において「IEC 61936-1規格」という。)のうち、42-1表の左欄に掲げる箇条の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第2条から第41条までの規定により施設すること。

42-1 表

IEC 61936-1 規格の箇条	対応する解釈の箇条
1 ~4.2.1 (略)	(略)
4.2.2 Voltage classification	第14条、第15条
4.2.3~10.5 (略)	(略)

※1：地震による振動を考慮すること。

※2：風速に対する条件は、命令第35条の規定によること。

※3：命令第18条第10項の規定によること。

二 (略)

三 次のいずれかに適合する管又はトラフに通信線を収めて施設すること。

イ (略)

ロ 電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二附表第二十四に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

四 (略)

【無線用アンテナ等を支持する鉄塔等の施設】(省令第35条)

第41条 (略)

#### 第4章 国際規格の取り入れ

【IEC 61936-1 規格の適用】(省令第4条)

第42条 電気設備の技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条第1項に規定する高圧又は特別高圧で使用する電気設備(電線路を除く。)は、第2条から第41条までの規定によらず、国際電気標準会議規格 IEC 61936-1 (2010) Power installations exceeding 1kV a.c. - Part 1 : Common rules (以下この条において「IEC 61936-1規格」という。)のうち、42-1表の左欄に掲げる箇条の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第2条から第41条までの規定により施設すること。

42-1 表

IEC 61936-1 規格の箇条	対応する解釈の箇条
1 ~4.2.1 (略)	(略)
4.2.2 Voltage classification	第14条、第15条
4.2.3~10.5 (略)	(略)

※1：地震による振動を考慮すること。

※2：風速に対する条件は、省令第35条の規定によること。

※3：省令第18条第10項の規定によること。

<p>※4：気中最低離隔距離の値は、電気学会電気規格調査会標準規格 JEC-2200-1995「変圧器」の「表Ⅲ-5 気中絶縁距離 (<math>H_0</math>) および絶縁距離設定のための寸法 (<math>H_1</math>)」に規定される気中絶縁距離の最小値によること。</p> <p>※5：7.2.5の参照に係る部分を除く。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>※4：気中最低離隔距離の値は、電気学会電気規格調査会標準規格 JEC-2200-1995「変圧器」の「表Ⅲ-5 気中絶縁距離 (<math>H_0</math>) および絶縁距離設定のための寸法 (<math>H_1</math>)」に規定される気中絶縁距離の最小値によること。</p> <p>※5：7.2.5の参照に係る部分を除く。</p> <p>2～3 (略)</p>
---	---